

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成29年6月26日（月）

開会 13時30分

閉会 15時07分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定

次長（教職員担当） 浅井雅之、次長（学校教育担当） 宮路正弘、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

高校教育課 課長 徳田嘉美、課長補佐兼班長 井ノ口誠充、班長 萬井洋、

充指導主事 宇陀和彦、主幹 杉阪英則、充指導主事 仲尾綾子

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、主査 遠藤純子

教育政策課 課長 辻成尚、課長補佐兼班長 山本順三、主査 松野あゆみ

生徒指導課 課長 山口香、子ども安全対策監 小林宏行、

課長補佐兼班長 山田喜久、班長 風間泰人

教職員課 班長 岡村芳成、主査 中西祐司

5 議案件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第14号	三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第15号	三重県教員育成協議会委員の任命について	原案可決
議案第16号	三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決
議案第17号	三重県いじめ対策審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

	件 名
報告 1	県外からの県立高等学校への入学志願について

- 報告 2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について
- 報告 3 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について
- 報告 4 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について
- 報告 5 「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定の考え方について
- 報告 6 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（6月7日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第15号から議案第17号は人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第14号を審議し、公開の報告1から報告6の報告を受けた後、非公開の議案第15号から議案第17号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第14号 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（徳田高校教育課長説明）

議案第14号 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

平成29年3月末に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、4月1日に施行されました。今回は、この法改正に伴い、県規則の一部を改正する規則案を提案いたします。

まず、はじめに3ページをご覧ください。この規則案の新旧対照表です。第1条については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、学校運営協議会について規定する条項がずれましたので、「第47条の5」を「第47条の6」に改めました。

第2条については、法改正の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」と明示するとともに、「保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進する」と明示しました。

第3条については、法改正により学校運営協議会が「指定することができる」制度から、「設置に努める」制度にかわりましたので、見出しを「指定」から「設置」に改めるとともに、「協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する」と改めました。

第4条については、見出しの「所掌事項」を、わかりやすく「学校運営に関する基本方針の承認」に改めるとともに、「前条の指定を受けた学校」を「協議会が設置された学校」に改めました。また、以降の「指定学校」を「対象学校」に改めました。

第5条の第2項については、法改正により協議会が、職員の採用、その他の任用に関して、教育委員会に対して意見を述べるができる事項を各教育委員会が定めることとなりましたので、「第2条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用、その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く）について、教育委員会に対して、意見を述べるができる」と決めました。

第6条については、法改正により新たに委員として加えることとなった「社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者」を加えました。なお、社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員は、各教育委員会が委嘱することができますが、具体的な対象者としては、PTA関係者・経験者、自治会・青年会等関係者、退職教職員等が想定されています。

第7条については、指定期間が満了した際の委員の身分について規定した第3項を削除しました。

続いて、5ページの左下をご覧ください。第14条については、学校運営協議会が指定することができる制度ではなくなりましたので、条項の全てを削除しました。

続いて、6ページをご覧ください。第14条を削除しましたので、次の第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げました。また、附則により、この県規則を平成29年7月1日から施行するとともに、この規則による改正前の県規則第3条第1項による指定を受けた学校「紀南高校」、「白山高校」、「南伊勢高校南勢校舎」は、この規則による改正後の県規則により協議会が設置された学校とみなすこととしています。

前に戻りまして、2ページをご覧ください。これは、先ほどご説明いたしました改

正内容等を要綱としてまとめたものです。

また、1ページをご覧ください。1ページは、現行の県規則からの改正を記述したものです。

この議案についての説明は以上です。よろしく審議をお願いいたします。

【質疑】

教育長

では、議案第14号については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

県立学校だから、先ほど高校を例示されたように、基本的には高校が中心になるんだろうと思いますが、努力義務にしたことによって、一気に広がりそうな感じはあるんでしょうか。

高校教育課長

努力義務といたしました。現実としましては、現在、様々な学校で地域との取組の状況がありますので、その状況も踏まえまして、漸次、協議会の運営については、検討しながら進めていきたいと考えております。

岩崎委員

それは、各校長先生が、この運営協議会にしようと思えばできるようになるというイメージでいいんですか。

高校教育課長

校長と教育委員会で協議といたしますか、連携しまして、そのような形で可能な学校については進めていきたいと思っております。

教育長

よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 県外からの県立高等学校への入学志願について (公開)

(徳田高校教育課長説明)

報告1 県外からの県立高等学校への入学志願について

県外からの県立高等学校への入学志願について、別紙のとおり報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

県外からの県立高等学校への入学志願について報告します。

これまでの経緯につきましては、前回の定例会で説明させていただいたとおりですが、平成29年5月11日現在、保護者が県内に居住していない116人の生徒については、現在、在学承認申請の手続きを進めているところです。

また、平成31年度以降の入学選抜については、三重県立高等学校入学選抜制度検証会での意見を踏まえ、今後の対応を現在、検討しているところです。

本日は、平成29年6月12日に開催いたしました本年度第1回検証会及び6月21日に開催された教育警察常任委員会でのご意見を報告いたします。

「2 検証会での意見の概要」をご覧ください。第1回の検証会では、例年この時期に行っている議題のほかに、県外からの入学についての意見をいただきました。検証会では、「県内の中学生の進路を大切にしてほしい」という意見や、「少子化が進む中で、県内外の生徒が学びたくなる学校の特色化が必要である」などの意見が出されました。また、「平成31年度以降の入学選抜については、様々な観点から更に議論すべきである」という意見もいただきました。委員からいただいた主な意見は、ご覧のとおりで、

- ・県内の中学生の進路を大切にしてほしい。
- ・県外出身の中学生が合格したことで、県内の中学生が不合格になった可能性がある。
- ・地域の子どもが地域で学べることが基本である。
- ・県立高等学校が全国募集を行うことには反対である。

といったご意見の一方で、

- ・部活動がしくて県外から入学してくる生徒もいる。様々な観点から考えなければならぬ。
- ・中学生から選ばれる学校像は、自分のやりたいことが高いレベルで実現できる学校である。
- ・南部地域には、少子化が進み教育活動に支障が出ている高校があり、教育の機会が失われつつあるのではないか。
- ・希望して県外から入学できる制度ができれば、一定の学校の規模が維持できるのではないか。

といった意見がありました。

続いて、「3 教育警察常任委員会での意見の概要」をご覧ください。

平成29年6月21日に開催された教育警察常任委員会では、県外からの入学志願について検討すべきという意見を多くいただきました。

- ・スポーツなどで県外から県立高校で頑張りたいという生徒や保護者がいることも事実であり、高校総体や国体に向けて、元気な環境づくりに取り組んでほしい。
- ・プロになるような生徒と切磋琢磨できて幸せだったという意見も聞く。
- ・県内から県外へ、また、県外から県内への進学については、スポーツのみならず、様々な分野であつてもよいのではないか。県内の中学生が不合格になるという不安の声もあることから、制度がどうあるべきかしっかり検討してほしい。
- ・地域によって意見に違いがあると思うので、全県から意見を聞いてほしい。

といった意見がありました。

「4 平成31年度以降の入学選抜について」は、検証会では、県外からの入学志願について、肯定・否定の両面の意見を、また、教育警察常任委員会では、制度改革に向けた検討や様々な意見を聞くべきといったご意見がありました。

これまで入学選抜制度を改正した際には、検討会を設け、協議・検討を行っています。また、学校において規則に反する状況が慣例的に継続してきた部分では、県教育委員会の組織運営に問題があったところです。

こうしたことから、県教育委員会としては、これまでいただいた様々な意見も踏まえ、今後の手法について検討したいと思っています。

以上で、報告を終わらせていただきます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

事務局としては、平成31年度以降の入学者選抜については、今やっている検証の仕組みだけではなくて、検討会という具体的な検討の場を設けて検討していったほうがいいのかという感じですか。これだけ検証会であるとか、県議会の常任委員会で多様な意見が出ているということからいくと、検証だけではなくて、検討会みたいなものを設けて、少し議論を進めていく必要が僕はあるのかなという気はします。入学者の選抜制度を改正する際に検討会を設けているという話でしたが、過去にはどのような形で検討会というのが設けられた例があるんでしょうか。

高校教育課長

過去には現在行っております前期選抜・後期選抜、平成25年度にはスポーツ特別枠制度を設けるときに、検証会ではふだんの入試制度の運用的な部分为中心ですので、改めてそういった場を起こして検討を進めてきたという経緯がございます。そういったことで、制度を改正する場合には、そのような検討する場を別に設けるということが適切だろうと考えています。

森脇委員

先ほどの報告を聞くと、文字どおり多様な意見がどちらの委員会でも出されているように受けとめたのですが、例えば、肯定的あるいは否定的な意見というのは、大体二分されるような感じで、つまり委員の半数ぐらいは肯定的で、委員の半数は否定的という感じでしょうか。それとも、意見としては全部拾い上げているから、多様な意見になっているんでしょうか。

高校教育課長

本日、報告させていただいたのが、ほぼ当日の意見をまとめさせていただいたものだと考えております。そういった中で検討等を必要だという意見を結構いただいているのかなと理解はしております。

森脇委員

ということは、その大勢が肯定側や否定側だというふうな感じではなくて、やはりいろいろな意見があるから検討会をつくるしかない、そういう感じの議論の流れだったということなんですね。確認です。

高校教育課長

ご意見も様々あるので、しっかりと検討してほしいというご意見をいただいているという捉え方をさせていただいております。

岩崎委員

具体的に検討会を設けようと考えたときに、例えば、県議会のほうから全県から意

見を聞いてほしいという意見とかありましたが、確かに多分北と南では高校の入学に関しての考え方は全然違うんじゃないかという気がします。そういった場合に、検討会というのは、地域性も含めてかなり多様な人が入るような形になっていくんですか。それとも、それはこれから考えていこうということになるんですかね。

高校教育課長

まだ検討会を開催するということではありませんので、これからこういったご意見を踏まえた中で、検討会を立ち上げる場合には、どのような方が適切かということも検討して、委員をお願いしてまいりたいと思っております。

教育長

報告1については、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について (公開)

(徳田高校教育課長説明)

報告2 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長。

平成30年度三重県立高等学校入学者選抜の実施日程について報告いたします。入学者選抜の日程については、中学校、高等学校が、翌年の年間計画を立てる必要があることから、毎年2月に前期選抜と後期選抜の検査日、合格発表日を予定として公表しております。今回、入学願書の受付期間など全ての選抜日程を策定いたしました。

それでは、資料をご覧ください。

まず、検査日についてです。前期選抜については、2月8日(木)9日(金)のいずれか一日又は両日で実施します。スポーツ特別枠選抜、連携型中高一貫教育に係る選抜や過年度生を対象とした特別枠も合わせて実施します。また、2月14日(水)に、前期選抜において病気等で欠席した者のために、追検査を実施します。合格内定の通知は、2月16日(金)に行います。

後期選抜については、3月12日(月)に検査を実施し、3月19日(月)に合格者発表を行います。また、3月23日(金)に、後期選抜において病気等で欠席した者のために追検査を、また、合格者数が入学定員に満たなかった高等学校で再募集の検査を実施します。再募集後、合格者数が入学定員に満たなかった夜間定時制課程では、追加募集の検査を3月29日に実施します。その後、通信制課程においては、再募集の検査を4月3日(火)に実施します。平成30年度高等学校入学者選抜に関する日程については、以上です。

(森井特別支援教育課長説明)

続いて、三重県立特別支援学校入学者選考の実施日程についてご説明をします。資料の下の部分にあります、平成30年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程をご覧ください。特別支援学校の入学選考については、選考日を2回設定しております。

選考日につきましては、高等学校の前期選抜・後期選抜と合わせて実施いたします。

出願期間は、1月29日（月）から2月1日（木）とし、2月9日（金）に選考を行います。合格者の発表は2月15日（木）でございます。

再募集の選考については、出願期間を2月23日（金）から2月27日（火）とし、3月12日（月）に選考を行います。合格者の発表は3月15日（木）でございます。

県立特別支援学校の受検の希望がある生徒は、入学願書受付締切日前の1月31日までに、出願を希望する学校において、必ず教育相談を受けることとしております。教育相談は、特別支援学校が生徒の実態把握を行うとともに、保護者や生徒が、授業の様子を見て特別支援学校の授業等について理解を深めてもらうことを目的として行っています。

以上が、平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程、三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでございますでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について（公開）

（辻教育政策課長説明）

報告3 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について

「三重県教育ビジョン」の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

1ページをご覧ください。

この「三重県教育ビジョン」ですが、三重の教育の目指す姿とその実現に向けた主な取組内容および目標を示す中期計画として、10年先を見据えた4年間、期間としては平成28年度から平成31年度までを計画期間として、平成28年3月に策定しました。

このビジョンですが、最初の年度である平成28年度、昨年度1年終わりましたので、この中にあります7つの基本施策の中に30の施策、それから、8つの重点取組にそれぞれ数値目標を掲げておりますので、その目標達成状況を確認して、計画の進捗を管理するということですので本日、報告するものです。

目標の達成状況ですが、この点線に囲まれたところをご覧ください。目標に対する実績値を見て、100%進んだというものについては「A」、達成状況が85%以上100%未満については「B」、70%以上85%未満については、「あまり進まな

かった」ということで「C」、70%未満については、「進まなかった」ということで「D」という評価をしました。

まずは、その下の表ですが、7つの基本施策にぶら下がる30施策について、数値目標を評価したところ、例えば基本施策の「(1) 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」のところですが、「進んだ」という「A」の評価がついたのが16、「B」の評価がついたのが3、「C」の評価がついたのが3つということで、この施策の部分を全部合計しますと、一番下になりますが、「A」に当たるのが58、「B」に当たるのが38ということで、パーセンテージを見ますと、合わせて88.1%、「C」に当たるのが6件ということで5.5%。それから、未確定というのが7つありますが、基本施策の(5)のところ、暴力行為の発生件数、不登校の状況などは、6月末まで数値が出ませんので、今の段階では未確定とさせていただきました。このようにおおむね88%で、「A」又は「B」となっているところから、1年目の取組としては、おおむね順調に進んだという評価をさせていただきました。

同じく2ページの8つある重点取組におきましても、合計欄をご覧くださいますと、「A」に当たるのが28、「B」に当たるのが18ということで、合わせて90.1%、これについても、おおむね進んだと言えるのではないかと考えております。「C」に当たるものが3件、「D」に当たるのが1件、未確定が1件ありますが、これもいじめの認知件数に関する部分で、6月末に出ますので、現段階では未確定とします。

今後の方針として、引き続き、教育ビジョンに位置づけた施策等を推進するとともに、数値目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

詳しいことについて、3ページ以降でご説明させていただきます。この表は、全ての数値目標について一覧でまとめてありますが、まずは3ページ、「基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」という基本施策の中に、表の中の一番左に施策名が書いてあります。その施策に対して、成果指標と活動指標を置いてあります。例として一番上の成果指標「全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における無解答の状況」ということで、平成27年度の現状値は5となっていました、28年度の目標値を6と置いて、実績値が7ですので、目標値を上回っていますので、目標達成状況は100%を超えています、1.00と表記して、「A」という評価をしています。

特にここでは目標達成に十分至っていない「C」と「D」の評価がついたものについてご説明をさせていただきます。4ページにいきますと、「(3) グローバル教育の推進」の成果指標のところ、「高等学校卒業段階で英検準2級以上相当の英語力を習得した生徒の割合」、その下は、「中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合」というところが、平成28年度目標値に対して、目標達成状況が上のほうは0.77ですから、77%、下のほうが74%ということで、Cの評価が付きました。

それに対して、一番右の欄ですが、「目標達成状況がCまたはDの理由及び今後の対策について」ということを説明しております。この部分を中心に説明します。

まず、高校の部分ですが、英語の4技能をバランスよく育成するための英語の授業・評価の改善が不十分だった。特にスピーキング・ライティングの能力の向上に課

題があったということです。

今後は、スピーキング・ライティングの指導における能動的な授業への転換を行う。それから、CAN-DOリストとあって、この段階までに何々ができるという目標を一覧にしたものがあり、そういうものを学校がつくっていますので、そのCAN-DOリストを活用した生徒の学習定着状況の把握を行うということと、また、スピーキングやライティングの先進事例の普及や研究授業公開などによって、生徒が英語を使用する授業の拡充を図るといふうにしていきたいということです。

中学校についても、やはり4技能をバランスよく育成するための英語の授業・評価の改善が不十分であったということで、今後の対応としては、CAN-DOリスト活用講座において授業改善の研修を実施するということと、ブロック別研修について、技能強化に努める。生徒の発話を促すための授業公開・研究を行うことで教員の英語指導力の向上を図るといふうに進めていくということです。

6ページに移ります。施策の「(6) 幼児教育の推進」というところで、「小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合」、これも「C」の評価でした。理由としましては、公立の幼稚園においては、6.8%向上しましたが、保育所や子ども園、私立幼稚園では小学校の児童と交流する行事が減って、数値が減少する結果となりました。そのため、市町の福祉部局や教育委員会に対して、行事等における小学校児童との交流をもっと推進するように働きかけていきたいと考えております。

12ページに移ります。「基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」のところですが、その施策「(2) 防災教育・防災対策の推進」ですが、ここで「学校の防災教育の内容を知っていて、家庭で防災対策について話し合ったことのある県民の割合」、この部分が「C」評価でした。理由としましては、防災への関心を高めるため、学校を通じて周知しましたが、家庭での話し合いに結びついたのが微増にとどまったということです。

今後、防災ノートのワークシートの持ち帰りや、防災クイズなどのコンテンツを有するポータルサイト「学校防災みえ」の活用を、教職員研修や市町教育委員会訪問時に要請していくということと、学校では防災訓練等実施するわけですが、そういうところで職員を派遣して、家庭や地域と連携した取組になるように要請していくということです。

14ページに移ります。「(5) 高校生の学びの継続(中途退学への対応)」のところですが、中学生のときに、複数の学校の高校生活入門講座、体験入学のことですが、参加した生徒の割合ということで、これも0.75でした。各高校を中心に高校生活入門講座への参加の呼びかけを行ったのですが、参加が増えるところまでには至りませんでした。

今後、小中学校長会、入学者選抜説明会、というのは入試要項の説明会ですが、そういうところで複数の高等学校の学校生活を中学生に知ってもらうことは、すごく大切なことで、志願者の主体的な選択につながるということ、また、中学校から高等学校への学びの継続の視点からも大事であるということ、十分中学校にも周知して働きかけていきたいということです。

その下、「放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割

合」ということで、中学校では、あまり遅くなると生徒の下校時の安全面、補充学習を担う教員の時間の確保に課題があつて進まなかったということです。今後は、学校地域支援本部（地域未来塾）の取組を拡充し、外部指導員の派遣を増やす、外部の力も借りていくようにしていきたいということです。

21ページに移ります。「(2)体力の向上と学校スポーツの推進」の「(2)全国大会での入賞件数」ということで、平成28年度は目標達成に至りませんでした。今後は、運動部活動の活性化及び競技力向上に向けて、引き続き、教員を対象に選手のやる気向上につながる研修や実技指導を実施し、強くするため、精神面での研修と実技指導を実施していくと。スポーツ推進局では、中高等学校に強化指定部を置き、継続的に活動をしていくこととしています。

22ページについては、先ほどのことと同じく再掲ですので、省略させていただきます。

23ページにいきまして、「(4)グローバル人材の育成」の個別指標の「(3)英検準1級以上相当の英語力を有する英語教員の割合」。これについても、中学校のところで71%ということで、「C」が付きまして。ただ、全国平均32.0%を上回っているものの、更なる研修の充実が必要であろうということで、今後、新たに市町等教育委員会と連携した県内14地域で開催する研修等を実施して高めていくということです。

最後、27ページをご覧ください。「(8)教職員の資質向上」のところで、個別指標の「(3)学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合」ということで、目標達成状況の欄の県立高校の部分で0.68ということで、「D」が付きまして。県立学校は、学校の規模やコースが多岐にわたっていることもありますが、学級運営の状況や課題について、学校全体としての共有が不十分な面もありました。

今後は、管理職研修や経験年次別研修において、目指す学校像の実現に向けた課題や取組の共有、対話と気づきの重要性など、学校改善活動に対する理解を深めることによって、組織的・継続的な改善活動を促進する。また、ブロック別の県立校長会などで、学校マネジメントシートの活用の利用状況について聴き取るとともに、学級運営の状況、課題を全教職員間で共有して、組織的な取組ができるように働きかけていきたいと思えます。目標達成が十分でなかった「C」と「D」を中心に、理由と思われること、今後の対応を中心に説明をさせていただきました。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでございましょうか。

森脇委員

意見も交えて2つだけ質問をさせていただきたい。例えば、3ページですが、「めあての提示」、「振り返る活動」の実施状況とありますね。これは、多分学校質問紙から取ってきていると思うんですが、あまり意味のある数字とは思えないんですね。

というのは、ほぼ100%に近いという状況の中で、目標を立てること自体がどうかということもありますが、実質的に意味のある数字というのは、子どもたちがめあてをどう認識しているか、振り返る活動をどう認識しているかのほうが、意味のある数字だと思うんです。

こちらの数字は、教師がやったかどうかという話で、しかも、管理職とか研修担当が書いているもので、実際に本当にやっているかどうかはわからない数値なので、この数値目標自体が、もう少し実質的なものにしたほうがいいんじゃないかというのが一つです。

もう一つは、今、「C」と「D」のお話を聞いていて思ったのは、目標の立て方が現状値とあまりにもかけ離れているから、そうになってしまう可能性はないんでしょうか。例えば、4ページの「英検準2級以上相当の英語力を習得した生徒の割合」ですが、平成26年度は31.2%で、目標値を45%にしたら、34.8%まで伸びたのに、これはCになってしまうという、現状からすると、目標値が高すぎるということが、このCという評価を生み出しているんじゃないかということは考えられないでしょうかという、この2点です。

教育政策課長

まず、めあての提示につきましては、まずは生徒たちに目標を提示することが大事な事かなということで、この指標を作成しました。それが生徒にしっかり浸透するというのは次の段階ですが、委員のおっしゃるとおり、浸透するのが一番大切なことだと思います。

ただ、最初の出発点で、まだそれが提示できてないという部分がありますので、まず、このような目標を決定させていただき、全国学調の結果をもとに、このようにさせてもらったところです。

それから、英語の目標値ですが、英語の目標値だけに限らず、他の目標もですが、これにつきましては、いろんなこれまでの伸び率なども計算しながら、いくつか目標値を設定します。ただ、この英語につきましては、国の第二期教育振興計画の目標値、これが平成29年度末、50%ということで、国の目標値も踏まえながら、設定させていただいたものでして、三重県においては、それでも欲深いのかわかりませんが、50%で、31年度は56%とさせていただきました。そのようなことで、国の目標値も考えて、この部分は設定したということで、結果的には厳しくなりましたが、このような経緯で目標を策定しました。

森脇委員

では、尻を叩くという意味合いが、この目標値設定にもともとあるということですね。わかりました。

これは提案ですが、「中学生の生徒が振り返りをどう意識しているか」、これだったら数値目標でやる意味があると思います。ただ、数値としては一番低くなって、70%か60%ぐらいになるんじゃないかとは思いますが、これを上げることを目標にしたら、すごく意義がある数値目標になる。今のままの9割を超える数値目標というのは、ほとんど達成してしまっていると思うので、私はあまり意味がないと思います。なので、それに補足的にでもいいので、中学校の生徒がどう意識していくか。これで

すごく意義のある数値目標ができると思います。

宮路次長

今の、「中学生の生徒が振り返りをどう意識しているか」にするという意見はおっしゃるとおりで、生徒のほうの局面が大事で、乖離しているというのは課題になっていて、ご承知のとおりです。

この設定をしたときに、中学校自体も、例えば、学校質問紙の平成26年度でいきますと、全国が90%ぐらいに対して76%とか、ちょっと実績としては厳しいところもあって、やっぱり学校の組織的な取組をということで、当時はそう設定させていただいたという、特に中学校については経緯もありますので、今は中身の改善としては、一定進んできたが、子どもたちがどう受けとめるかという中身の質の問題に展開していくとか、そっちの取組を進めていく方向で考えていますので、このところについては、そういう意識をしながら取り組みたいと考えます。

岩崎委員

4ページの活動指標の「外国語における学習到達目標を設定している学校の割合」というのは、浸透したんですね。この学習到達目標を設定して、けれども、その結果がまだ出ていないと見るべきなのか。これからは、この到達目標を設定したんだし、それとCAN-DOリストとがリンクして、これから準2級、英検3級を取ってくる生徒が増えてくるという理解の仕方でいいんでしょうか。そこはどうなんでしょう。

教育政策課長

この学習到達目標を設定している学校というのは、このCAN-DOリストという形で、例えばこの学年、この段階ならここまでできるという、そういう学習目標を設定している中学校区とか学校なりが100%に至っているというわけです。

岩崎委員

それはみんな設定したわけですね。

教育政策課長

そうです。ただ、それを活用して、こういうふうな指導をしようとか、スピーキングはこういう手法でやろうとか、そこまでがまだうまくいっていないのかなというところが理由としてあります。特にライティング、スピーキングの部分でそのあたりの指導が不十分であったという、今、評価をさせていただいたところです。

岩崎委員

そういうことですか。そうすると、昨年度は目標を達成してはいないけれども、こうやって到達目標を設定して、CAN-DOリストとリンクしているという形で100%やっているわけだから、来年以降は期待できるように研修も進めていかなければならないということではないですか。

教育政策課長

特にスピーキングとライティングの部分について、この段階でここまでできる。例えば、中学校1年生で自己紹介ができるとか、読んだり聞いたりしたことについて意見交換ができるとか、そういう目標、これはCAN-DOリストの中身ですが、それができるような授業手法とか、授業の仕方をしっかりと、うまくいっている学校とも交流しながら進めていかなければならないということです。

岩崎委員

そういう研修も鋭意、進めていくということなんですね。

原田委員

14ページの(5)活動指標、「中学生のときに、複数の学校の高校生活入門講座に参加した生徒の割合」のところですが、うちもまさしく中学3年生で、学校から厳しい締切日と、いついつまでに申し込んでくださいみたいなものがすごく来ます。

一方、娘が高校3年生で、関西とか名古屋の私立大学を志望校にしていると、開催日はここですが、自由に参加してくださいのようになっています。すごくそのギャップがある。そういったことを実際に実施するのはなかなか非現実的なことなのかもしれないですが、行きたいと思ったときに行けないというか、かなり前の段階で申込締切があるというような状況にもあるかなと少し感じるんですが、なかなかフリーには難しいのでしょうか。進路も今、すごく漠然としている状況の中で、早い段階で申込締切が既に来ていて、終わっている学校も多いのですが。

教育政策課長

私も去年までは受付をさせてもらっていたのですが、ある程度人数を把握して、場所を決めるためには、そういうような締切は設けていますが、そのあたりは中学校も通して、高校も積極的に受けることはありますので、やっていただくことは大事かと思えます。

ある段階では参加者を把握して、どれぐらいのスペースの場所が要るのかということも想定して、そのような締切になっていると思いますが、大事なことは、お子さんが行きたいという学校に本当に行けるという、見に行けるというチャンスを設けるとのことだと思いますので、そこは少し考えていきたいです。

原田委員

もう少し気軽さがあるといいかなと。

教育政策課長

そのあたりは、また伝えさせていただきます。

原田委員

そういう意味で、どちらかというところ、全てのものに締切日を厳守しないと、受験に当たってはだめだからということで、子どもたちはそこに申し込まないと行けないみたいな発想になっている子も多いんじゃないかというのをちょっと感じました。

教育長

ほかにいかがですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告4 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について (公開)
(岡村教職員課班長説明)

報告4 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり

報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。

本年度教員採用試験の申込状況について、昨年度との比較を1ページに掲載させていただいております。順に上から申し上げますと、小学校では昨年度より19人増の1,045人、中学校では昨年度より66人減の939人、高等学校では昨年度より46人減の760人、特別支援学校では昨年度より9人増の97人、養護教諭では昨年度より5人増の224人、栄養教諭では昨年度より3人増の60人、合わせまして昨年度より76名減の3,125人の申込者数となりました。この申込者から採用見込数477人ですので、倍率は昨年度の6.6倍と同様でございます。

選考種別別では、その下、特に申し上げたいところだけ申し上げますと、「障がい者特別選考」を新しく、身体障がいだけでなく、申込みの要件を増やしたところで。昨年度より4名増の5名の申込みがありました。

「小学校英語教育推進者特別選考」、今年から始めたものですが、19名の申込みがございました。あと、特別選考の応募状況については表をご覧ください。

2 ページをご覧ください。中学校、高等学校、特別支援学校の教科別の申込状況を掲載したものでございます。傾向だけ申し上げますと、中学校、高校とも国語と社会系の教科につきまして、少し減が幅として大きいという形が見受けられます。分析としてはしっかりとはいしておりませんが、新聞によりますと、教員ではございませんが、公務員の試験の減というのが、民間の積極的な採用によって、その分圧迫されているという報道もございまして、そういうところもこの状況にあるのかなとは感じているところです。

3 ページの部分は、過去平成21年度からの分を総括として掲載しているもので、ピークとしては平成25年度が一番多い3,422人で、そこから徐々に減をしております。今年3,125名となったところです。

以上、報告とさせていただきます。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

岩崎委員

選考種別の教職経験者特別選考が84人減っている、これは何か理由はあるんですか。

教職員課班長

これについては、一昨年、少し応募を増やしたところでもございました。どんな応募だったかという、それまでは過去5年のうちに36月という要件だけであったのを、前の年に一次試験に合格した者も含めてという要件を追加した結果、どっと増えました。今年3年目ですが、この教職員の特別選考のⅡは、毎年、合格者が上がったり下がったりしながらきておりますので、そのあたりも含めて、去年はもしかすると、その部分の方々の合格が少し多めであったことから、そのあたりも含めて、今年、減になっているところがあったりするのかもわかりません。そのあたりの分析はしっかり

とは申し上げられないところです。

岩崎委員

あまり気にする必要もないかなということですか。

教職員課班長

はい。650名弱おりますので、十分選考できる人数だと思っております。

森脇委員

小学校の英語の特別選考の19名、これは予想より多かったんですか、少なかったんですか。

教職員課班長

多少、見込よりは少ないと思っています。見込は、25人から30人ぐらいは来てもらえるんじゃないかと思っておりましたが、20人弱という形ですので、多少少ないです。合格予定数は10人ということで、ここから10人採れるかどうかというのは微妙なところかという感じはしないでもありません。

森脇委員

10名採らない場合は、残りの枠については一般選考に算入するわけですか。

教職員課班長

そういう形で考えております。

教育長

報告4については、ほかによろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定の考え方について（公開）

（山口生徒指導課長）

報告5 「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定の考え方について

「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定の考え方について、別紙のとおり報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

（小林子ども安全対策監説明）

1ページをご覧ください。

「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定の考え方について、ご説明させていただきます。条例制定については、本年度内の制定を目指していますが、国の法の改正の動向等を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

まず、「1 いじめ防止に係るこれまでの国の動向および県の取組状況」です。国では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な対策や国及び地方公共団体等の責務を明らかにした「いじめ防止対策推進法」を平成25年に制定しました。また、国の基本方針である「いじめの防止等のための基本的な方針」を同年に策定しました。

国は、平成29年3月に法に基づく取組状況の把握と検証を行うために、いじめの

解消要件などを新たに示した基本方針の改定を行いました。

本県は、法に基づいて国の基本方針を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめ防止等の対策を総合的に推進するため、「三重県いじめ防止基本方針」を平成26年に策定しました。それを踏まえて全ての学校が、「学校いじめ防止基本方針」を策定して、それぞれの学校でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、教職員が、ささいな兆候でもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持つことに努めています。

また、「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」及び「三重県いじめ対策審議会条例」を制定して、いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図るための組織、並びにいじめ防止等のための調査研究等を行う組織を設置しています。

「2 条例制定の考え方」です。いじめは絶対許されるものではなく、子どもたちの生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではないという前提に立って、本県では、これまで「三重県いじめ防止基本方針」に基づいて、学校を主体としたいじめの防止等の取組を進めてまいりました。

しかしながら、インターネットを通じて行われるいじめであるとか、大人の言動や振る舞いが子どもに影響を与えるというような指摘もあり、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の課題であるという認識を持って、子どもたちにかかわる全ての大人が「いじめは絶対に許さない。」「子どもたちを徹底して守り通す。」という姿勢を改めて示し、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが許されない行為であるということについて、一人ひとりが十分に理解することがとても重要なことだと考えております。

そこで、あらためていじめは学校を含めた社会全体の課題であることを共有し、社会総がかりでいじめを生まない社会の実現のため、「三重県いじめ防止条例(仮称)」の制定を目指したいと思っております。

条例のイメージですが、学校、家庭、地域が一体となって、いじめを生まない社会の実現をするなどの基本的な考え方、あるいは、学校及び保護者は、児童生徒一人ひとりの理解に努めるとともに、児童生徒の規範意識や他人を思いやる心を養うなどの社会全体の役割、そして具体的な取組などを盛り込む構成イメージで現在、考えておりますが、後にご説明しますが、条例検討委員会等での議論を踏まえ、条例案を策定してまいりたいと思っております。

「3 条例制定に向けて」です。まず、(1)にありますように、条例の具体について検討するため、アの括弧書きにありますような関係機関、団体等の代表者14人で構成する条例検討委員会を設置し、幅広く意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

3ページをご覧ください。次に、子どもの声を丁寧に聞いて、子ども目線に立った条例になるように工夫をしてまいりたいと考えております。その一つの取組として、既に平成28年度に実施はしておりますが、県内の抽出学校、小学校10校、中学校10校の児童生徒約3,400人に対して、いじめの経験の有無であるとか、教員、保護者への願い等のアンケートを実施しました。その結果の概要につきまして、ウに

ありますように、およそ3人に2人は、過去にいじめの被害や加害の経験をしたこと、被害者や加害者が入れ替わりながら、多くの子どもたちがいじめにかかわった経験を持っていることなどがわかりました。

教員への願いでは、小学校では「しっかり注意してほしい、叱ってほしい」が多いのに対し、中学校では「一人ひとりをよく見てほしい」がもっとも多くなっています。

保護者への願いでは、小中学校ともに「話を聞いてほしい、相談に乗ってほしい」や、「学校での出来事を聞いてほしい」が多くなっております。

本年度の取組として、8月に実施する「②高校生意見交流会」、9月から10月にかけて行う予定であります「③子どもの声募集」で、県内の学校の児童会や生徒会から、いじめの問題に関する考えや願い等を提案してもらおうと考えております。

そういった子どもたちの声を条例づくりに反映していきたいと考えております。

また、県民の皆さんからも、条例の素案に対してご意見をいただく機会を設けるため、10月から11月の予定でございますが、そのころにかけてパブリックコメントを実施する予定です。

最後に、今後の予定になります。10月には条例素案について、12月には最終案をこの場でご説明をしたいと考えております。その後、議会のほうへ提案をさせていただく予定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告5については、いかがでございましょうか。

森脇委員

いじめ防止条例そのものについて、賛成の立場ですが、ただ、アンケートを高校生にとっていないというのは、何か理由があるんでしょうか。

それから、その児童生徒アンケートの結果というのは、分析も含めて広く公表されているのでしょうか。

子ども安全対策監

まず、高校生の意見についてです。昨年度は条例の制定に向けて準備をするというところで、まずは小中学校の子どもたちの声を聞こうということで、その後、高校生に聞くという段取りでいたのですが、国の法の改正の動きが見られたので、いったん動きがとまってしまい、高校生の意見の聴き取りまではできなかったということです。

そのかわり、今年度、高校生意見交流会というのを8月に実施しますので、そこで県内の高等学校の生徒会を中心に、いじめの問題に関する声をまとめてきてもらって、それを持ち寄って討議するという機会になりますので、そういった声を高校生については反映していきたいと思っております。

それから、このアンケートの公表については、公表することを目的に昨年度考えていたわけではなく、この条例制定の一つの材料としたいという中、実施したものですので、公表には至っていません。

森脇委員

では、意見ですが、この3,000人という、かなりサンプル数としては多いんですね。割と信頼性と妥当性のあるアンケートの取り方をしているので、例えば加害も被害も含めて3人に2人の子どもが、巻き込まれている状態というのは、やっぱり広く県民にも知っておいてもらったほうがいいのではないかと思います。この条例制定のためのアンケートだったということだとは思いますが、公表したらいかがでしょうということですか。

子ども安全対策監

条例制定のいろんな段階の中で、そのあたりはまた検討して、何らかの形でそういうことができるような工夫をしていきたいと思えます。

教育長

ほかにいかがですか。

黒田委員

この条例の内容が想像がつかないので聞きたいのですが、子どもにも理解できるような内容といたしましょうか、主に子どもに向けた条例になるということなんでしょうか。実際は子どもの世界の中で起こっていることですよね。この防止条例は子どもに向けた条例になるのでしょうか。

子ども安全対策監

子ども向けに文章を表記することではなくて、読み手は大人になると思えます。ただ、この条例をつくるにあたっては、やっぱり子どもたちが、その条例制定に向けて主体的に参画していただけるような仕組みをつくることによって、私たちもこういう条例に参画したという意識を持ってもらえることによって、自分たちの学校で自らの主体的な取組につながっていくと思っていますので、そういう意識を持ってもらうための参画の仕組みづくりは必要だと考えています。

そして、条例そのものについては、法令ですので、どうしても表記の仕方が大人向けになってしまうと思うんですが、これをかみ砕いて、平易な言葉で、条例の中にはこんなことが書いてありますというような、別葉を配るようなことはしていきたいと思えます。

原田委員

アンケート結果の3人に2人がいじめの被害や加害の経験をしたという数字にちょっと驚いているのが現状ですが、ただ、この問いかけの仕方だと、被害や加害の経験をしたか、という問いかけをしていると思うので、最近、いじめは被害者がいじめだと思えばいじめだという観点からいくと、数値的には被害者になっていると思っている子はいても、加害を与えていると思っていないという子、そこが3分の2という数字だけでは読み取れないところがあると思ったので。本人はいじめしているつもりではなくても、いじめになっているところの数値が反映されていないなど。受け取る側がいじめと思えばいじめというところもトータルして、この質問だと、いじめしているつもりがない子たちでも、いじめている側になってしまっているという、そのアンケートの問いかけに少し疑問を感じて、3分の2という数字のことも、ちょっとそれに連動してくるのかなと。

子ども安全対策監

そのあたりはよくあることかなというふうに思います。加害のほうとしては、自分はそういう意識なくやっている行為というのが、実はいじめにつながっていることがありますので、そういったことについては、これからいろんな声を子どもたちの方向から聴き取っていきたいと思っていますので、そのあたりを意識して聴き取りをしていきたいと思っています。

木平副教育長

アンケートは、被害経験がありますかというのと、いじめた経験、加害経験がありますかという問い別々に取り出しているんです。

あと、被害も加害も経験がある、両方なしと、このようになっています。

原田委員

そうすると、もう少し実態を把握していらっしゃるということですね。

黒田委員

今、県の条例ということですが、県外で進んでいるところもあるんですか。

子ども安全対策監

いじめ防止の総合的な条例として、今現在、制定しているのは全国で6都道県、北海道、秋田、東京、千葉、長野、静岡の6つです。あとは、こういった総合的な条例については、まだ制定されていないとは思いますが、平成28年度末現在でそういう状況でございました。

黒田委員

そうすると、その県外の取組の防止条例なども参考にされながら策定するということも考えていらっしゃると。

子ども安全対策監

そうですね。

岩崎委員

今、教えていただいたので、早速、見ますが、このアンケートで結構データは出てきている。あるいは、高校生の意見の交流会で行動宣言をまとめるという手順をやっていくとしても、どうも条例内容のイメージの部分を見る限りは、かなり理念条例っぽくなるのかと思っていて、理念条例みたいな感じで、いじめのない社会を実現するぞという条例の文言と、アンケートの具体的な話がうまく結びつくのかなというのが懸念されるのですが。ほかの県のものを見てはみますが、そこはやはり理念条例っぽくなるのかな。そのところはどうか。

子ども安全対策監

おっしゃるとおり、イメージ的には理念条例っぽくなります。これまで制定している他の県の条例を見ても、やはり法令ですので、大きく独自性を打ち出しているところはあまりないわけですが、三重県としては、子どもたちの声を拾って、それを直接的には条例に落とし込むことができないかもわかりませんが、今は基本方針が三重県にありますので、そういったところの改定も踏まえて、合わせてやっていきたいと思っています。これはこれからの議論になってきますが、基本方針の中に子どもたちの声であるとか、また別のものでこれからこういう条例を制定して県民全員一体となってやっていくんだというような宣言みたいなものの中に子どもたちの声を落とし込

むとか、そういうようなことも工夫をしながら、条例そのものではなくて、また別バージョンのもので子どもたちの声を反映していきたいと思っています。

岩崎委員

わかりました。

教育長

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

ー全委員が本報告を了承するー

・審議事項

報告6 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告6 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。平成29年6月26日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

1 ページをご覧ください。

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員につきましては、本年4月17日の教育委員会定例会において、人事異動に伴う委員6名の交替についてご報告をさせていただいたところです。今回、委員の任期満了に伴い、次期委員の任命を行うものです。

3 ページをご覧ください。

右側の太い線で囲んでありますのが新委員の一覧でございます。2ページにありますように、上段の「いじめ防止対策推進法」、中段の「三重県いじめ防止基本方針」の抜粋から、下線部分をご覧くださいますと、本協議会を構成する各機関、団体が示されております。また、下段にあります本協議会の設置条例をご覧くださいますと、第3条で委員は15人以内で組織するとなっておりますが、14人の委員で構成しております。

第4条の2項では、委員の任期は1年、3項では再任可となっております。

3ページにお戻りいただきまして、これらの法や基本方針などに基づきまして、委員を構成する各機関、団体に委員の推薦を依頼しましたところ、一覧のとおりそれぞれ推薦をいただきました。名簿の一番上の学識経験者につきましては、現委員である鈴鹿医療科学大学の藤原正範教授が、三重県いじめ防止基本方針の策定にもかかわっていただき、いじめに関する見識が高いことから、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

三重県市町教育長会の稲葉委員が村島委員に交替し、それ以外については再任ということで、結果としまして1名を除いて再任となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【質疑】

教育長

報告6はいかがでございましょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第15号 三重県教員育成協議会委員の任命について (非公開)

辻教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第16号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について (非公開)

徳田高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第17号 三重県いじめ対策審議会委員の任命について (非公開)

山口生徒指導課長および小林子ども安全対策監が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。